

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
20	健康管理に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

山江村は、健康管理に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人プライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えい、その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

熊本県 山江村長

## 公表日

平成27年6月26日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	健康管理に関する事務
②事務の概要	<p>1. 予防接種事業            予防接種法に基づき、感染の恐れのある疾病の発生及び蔓延を予防し、公衆衛生の向上及び増進に寄与するとともに、予防接種による健康被害の迅速な救済を図るため対象者を把握し、定期接種、臨時接種を実施する。</p> <p>2. 母子保健事業            母子保健法に基づき、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、母性、乳幼児に対する健康診査及び保健指導、訪問指導を行う。また、出生時の体重が2,500グラム未満の低出生体重時の届出、未熟児の訪問指導を実施する。</p> <p>3. 健康増進事業            健康増進法に基づく健康診査等の事業を実施する。生活習慣病の予防と疾病の早期発見や健康相談や健康教育、家庭訪問等の保健指導を行い健康づくりを推進する。</p> <p>特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。</p> <p>①予防接種の実施            ②給付の支給手続き            ③実費の徴収手続            ④予防接種に関する記録の作成と保存手続            ⑤母子保健に係る保健指導、新生児訪問指導、健康診査、妊娠の届出の受理、母子健康手帳の交付、母子健康手帳交付台帳の交付、母子健くお手帳交付台帳の整備、妊産婦訪問指導。            ⑥低体重児の届出の受理、未熟児の訪問指導、養育医療の給付、養育医療に要する費用の支給申請の受理、養育医療給付、支給決定及び通知            ⑦健康増進法に基づく健康増進事業として実施される健康診査等を受けようとする住民が事業の対象者であるか否か確認、及び事業実施に関わる事務、健(検)診受診歴や結果等の管理</p>
③システムの名称	1. 総合健康管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
1. 予防接種情報ファイル、2. 母子手帳情報ファイル、3. 母子健康情報ファイル、4. 健診申込情報ファイル、5. 健診受診結果情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 番号法 第9条第1項、別表第二 10項、49項、76項 2. 番号法 別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第10条、40条、54条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <div style="float: right; text-align: right;">             &lt;選択肢&gt;              1) 実施する              2) 実施しない              3) 未定           </div>
②法令上の根拠	(情報照会事務) 1. 番号法 第19条第7号 別表第二 17項、18項、19項、70項 2. 番号法 別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第13条、39条 (情報提供事務) 1. 番号法 第19条第7号 別表第二 26項、56項の2、87項 2. 番号法 別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第19条、30条、44条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉課
②所属長	健康福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	山江村役場総務課 〒868-8502 熊本県球磨郡山江村大字山田甲1356-1 TEL0966-23-3111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	山江村役場健康福祉課 〒868-8502 熊本県球磨郡山江村大字山田甲1356-1 TEL0966-23-3111

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年3月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年3月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

